

平成12年11月24日

財政部・市民部

固定資産税，都市計画税及び国民健康保険税の還付について

1 還付する税目

固定資産税，都市計画税及び国民健康保険税

2 還付する理由

(1) 固定資産税及び都市計画税

市街化区域に編入された農地の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を算出するにあたり，当該土地の前年度の課税標準額に一定の負担調整率を乗じて算出すべきところを，既に市街化区域に編入されている近接の農地の課税標準額を比準して算出したことにより，税額を修正する必要が生じたもの。

(2) 国民健康保険税

国民健康保険税は，固定資産税の税額の修正に伴い，これを課税標準額とする資産割を修正するもの。

3 該当地区

地方税法の改正により，昭和51年1月1日以降，市街化区域に編入した次の地区。

地 区 名	市街化区域編入年月日
門・東安庭地区	昭和59年11月16日
黒石野地区	平成 2年 5月 8日
盛岡南新都市地区	平成 3年12月24日
洞清水地区	平成 6年 4月 1日

4 還付対象期間

地方税法及び固定資産税等返還金等交付要綱に基づき，平成2年度から平成12年度分を還付する。

5 人数及び還付金の見込額

税 区 分	人数(人)		還付金及び加算金(千円)		
	延人数	実人数	還付金	加算金	計
固定資産税	4,013	617	96,696	34,336	131,032
都市計画税	4,013		13,813	4,905	18,718
国民健康保険税	1,275	167	13,243	4,089	17,332
計	9,301	784	123,752	43,330	167,082